

物品の種類と保管可能な営業倉庫
(倉庫業法施行規則第3条の3～第3条の11、別表)

物品の種類	内訳	保管可能な営業倉庫
第1類物品	第2類物品、第3類物品、第4類物品、第5類物品、第6類物品、第7類物品及び第8類物品以外の物品	1類倉庫 貯蔵槽倉庫（ばらに限る）
第2類物品	麦、でん粉、ふすま、飼料、塩、野菜類、果実類、水産物の乾品及び塩蔵品、皮革、肥料、鉄製品その他の金物製品、セメント、石こう、白墨、わら工品、石綿及び石綿製品	1類倉庫、2類倉庫、 貯蔵槽倉庫（ばらに限る）
第3類物品	板ガラス、ガラス管、ガラス器、陶磁器、タイル、ほうろう引容器、木炭、パテ、貝がら、海綿、農業用機械その他素材及び用途がこれらに類する物品であって湿気又は気温の変化により変質し難いもの	1類倉庫、2類倉庫、 3類倉庫
第4類物品	地金、鋳鉄、鉄材、鉛管、鉛板、銅板、ケーブル、セメント製品、鋳物及び土石、自動車及び車両（構造上主要部分が被覆されているものに限る。）、大型機械その他の容大品（被覆した場合に限る。）、木材（合板及び化粧材を除く。）、ドラムかんに入れた物品、空コンテナ・空びん類、れんが・かわら類、がい子・がい管類、土管類、くず鉄・くずガラス・古タイヤ類等野積で保管することが可能な物品	1類倉庫、2類倉庫、 3類倉庫、野積倉庫
第5類物品	原木等水面において保管することが可能な物品	1類倉庫、2類倉庫、 3類倉庫、野積倉庫、 水面倉庫
第6類物品	容器に入れてない粉状又は液状の物品	貯蔵槽倉庫
第7類物品	消防法(昭和23年法律第186号)第2条の危険物及び高压ガス 保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高压ガス	危険品倉庫
第8類物品	農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏10度以下の温度で保管することが適当な物品	冷蔵倉庫